

徳島県告示第五百九十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）第一条に規定する沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納の事務	北灘漁業協同組合 北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合 鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合 里浦漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 小松島漁業協同組合 和田島漁業協同組合 阿南中央漁業協同組合 福村漁業協同組合 中林漁業協同組合 橘町漁業協同組合 椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 伊島漁業協同組合 伊座利漁業協同組合 阿部漁業協同組合 由岐漁業協同組合 木岐漁業協同組合 日和佐町漁業協同組合 牟岐東漁業協同組合 牟岐町漁業協同組合 鞆浦漁業協同組合 穴喰漁業協同組合 徳島県信用漁業協同組合連合会